

第 51 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 3 年 5 月 28 日（金）18 時 40 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

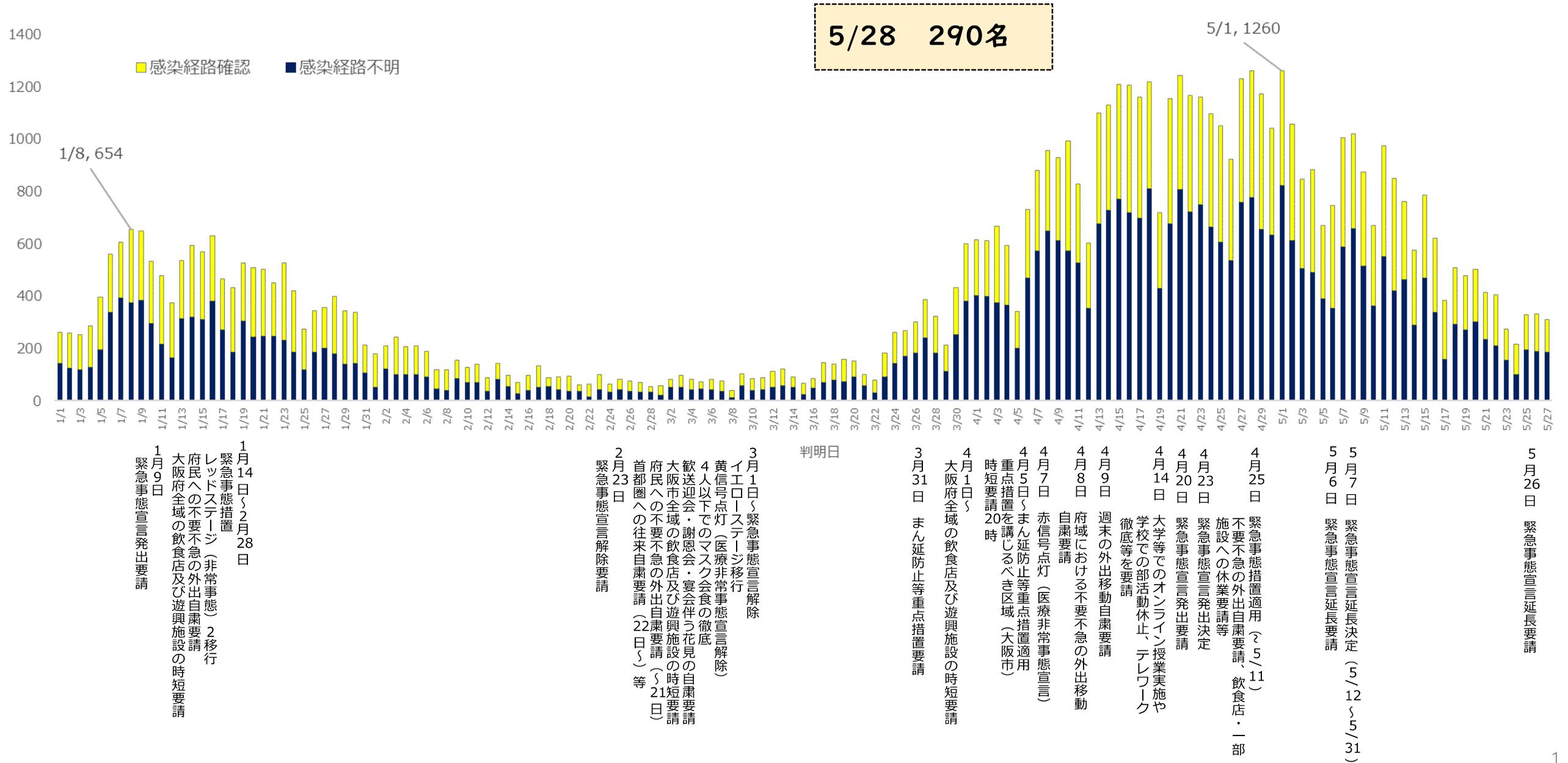
(1) 現在の感染状況・療養状況等

- ・現在の感染状況について【資料 1 - 1】
- ・滞在人口の推移【資料 1 - 2】
- ・営業時間短縮要請の実効性確保に向けた取組み【資料 1 - 3】
- ・感染に強い飲食店に向けた取組み（昼間の見回り調査）【資料 1 - 4】
- ・飲食店における臨時休業等の増加状況【資料 1 - 5】

(2) 緊急事態措置に基づく要請等

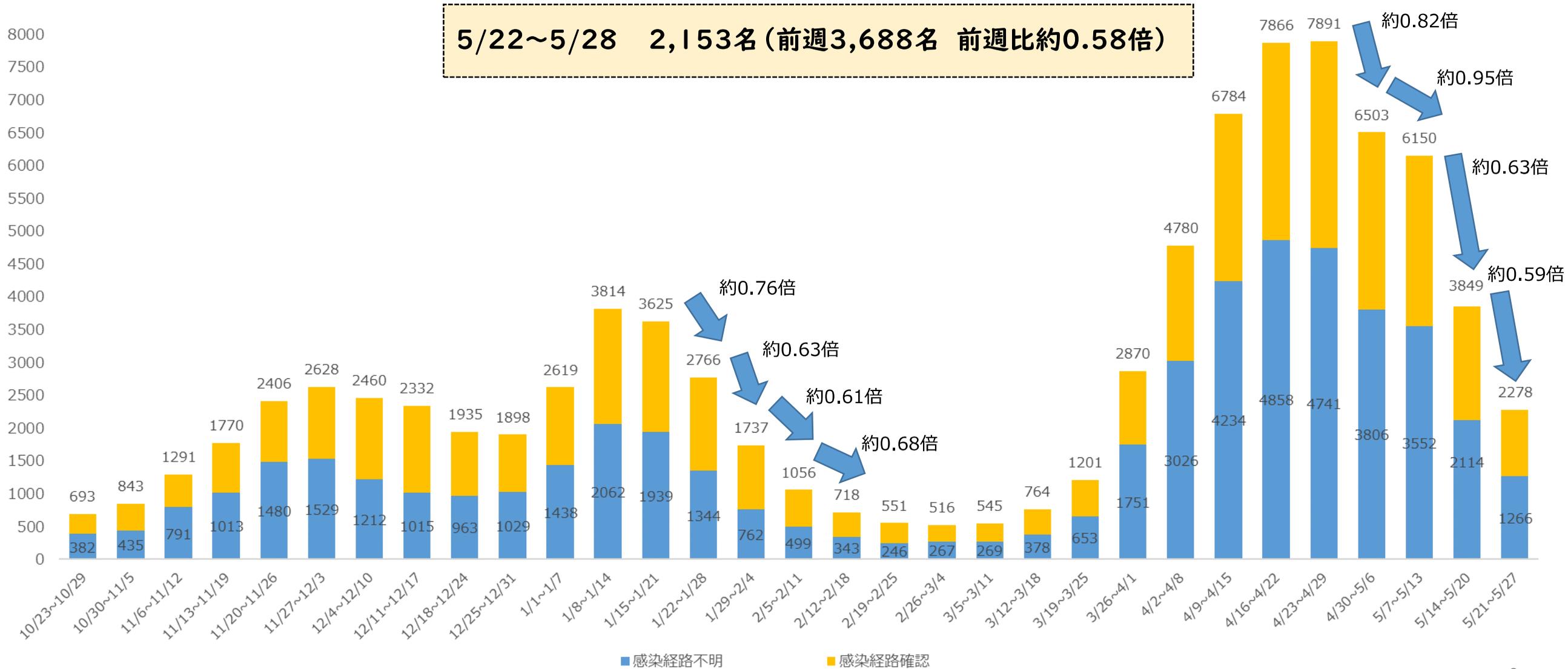
- ・緊急事態措置に基づく要請【資料 2 - 1】
- ・府有施設等の取扱いについて【資料 2 - 2】
- ・緊急事態宣言延長を受けた府立学校の教育活動について【資料 2 - 3】
- ・専門家のご意見【資料 2 - 4】

陽性者数の推移



7日間毎の新規陽性者数

◆直近2週間は連続して減少速度が上がっているが、一日平均約330名の新規陽性者が発生しており、依然高水準。



「大阪モデル」モニタリング指標の状況

病床のひっ迫状況は改善傾向が見られるが、確保病床（224床）における重症病床使用率は、依然、100%を大幅に超過。

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	現在の状況
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	0.63	0.59	0.56	0.58	0.60	0.61	0.60	5/4以降1を下回り、減少傾向
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	—	10人未満	294.29	257.57	231.86	223.71	209.43	197.71	180.86	5/3以降、減少傾向
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	56.4%	52.0%	56.9%	46.3%	59.0%	56.8%	59.5%	概ね40～60%台で推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	3688	3309	2963	2797	2616	2470	2278	5/3以降、減少傾向
	うち後半3日間		—	—	—	1393	1322	1095	896	817	874	967	
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	41.84	37.54	33.61	31.73	29.68	28.02	25.84	5/3以降、減少傾向
	【参考②】陽性率（7日間）	—	—	—	—	4.0%	3.7%	3.4%	3.2%	3.1%	3.0%	2.6%	5/8以降、減少傾向
(3) 病床等のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率 ※使用率の分母は224床（運用率）	—	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満	141.1% (90.8%)	140.6% (90.5%)	137.5% (88.5%)	129.0% (83.0%)	127.7% (82.2%)	119.6% (77.0%)	113.8% (72.6%)	5/6以降、減少傾向
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	68.0%	66.2%	64.2%	65.9%	64.2%	63.4%	60.1%	5/6以降、減少傾向
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	26.5%	25.3%	24.5%	23.1%	20.9%	18.8%	17.7%	5/3以降、減少傾向

<大阪モデルの重症病床使用率について>

・使用率は、確保病床数224床で算出。重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者を除く。

・「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」をふまえ、今後、病床確保計画の見直しを予定しているが、大阪モデルに基づく重症病床使用率を算出するにあたっての確保病床数については、今後の医療提供体制をふまえた赤信号（医療非常事態）の基準のあり方を整理することから、緊急事態措置解除までの当面の間、現在の確保病床数224床とする。（解除要件を満たした場合であっても緊急事態措置中は赤信号を点灯するとの決定（令和3年2月19日 本部会議決定事項）をふまえ、緊急事態措置解除後に、病床確保計画に合わせて確保病床数を変更予定。）

・括弧内は、確保病床数（224床）を上回って確保した病床数を含んだ運用病床に占める、重症病床入院者数（対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者を除く）の割合。

5/25 緊急事態宣言延長要請決定（第50回対策本部会議）

5/28 緊急事態措置延長決定（国）

新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

医療のひっ迫具合を示す指標に改善傾向が見られるが、3月1日の緊急事態措置解除の段階と比べると、依然、極めて厳しい状況。

		指標	ステージIV 目安	3/1	4/25	5/12	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/27時点の 目安に対する状況	
ステージIV	医療提供体制等の負荷	医療のひっ迫具合	①確保病床占有率	50%以上	30.4% (601/1,978)	88.7% (1,882/2,122)	80.2% (2,087/2,603)	71.0% (1,894/2,667)	69.4% (1,851/2,667)	67.3% (1,796/2,667)	68.2% (1,820/2,670)	66.5% (1,776/2,670)	65.1% (1,739/2,670)	61.7% (1,650/2,674)	●
			②入院率	25%以下	56.1% (601/1,072)	11.3% (1,882/16,692)	9.6% (2,087/21,812)	14.2% (1,894/13,321)	14.6% (1,851/12,702)	15.2% (1,796/11,792)	16.4% (1,820/11,081)	16.2% (1,776/10,957)	16.5% (1,739/10,551)	15.8% (1,650/10,451)	●
			③重症病床確保病床占有率	50%以上	35.0% (143/408)	73.1% (386/528)	67.5% (500/741)	60.9% (453/744)	59.8% (445/744)	58.9% (438/744)	56.3% (419/744)	52.6% (413/785)	50.6% (397/785)	48.6% (383/788)	○
			④人口10万人あたり療養者数	30人以上	12.16	189.36	247.44	151.12	144.09	133.77	125.71	124.30	119.69	118.56	●
	感染の状況	⑤陽性率 1週間平均	10%以上	1.6%	7.5%	6.4%	4.0%	3.7%	3.4%	3.2%	3.1%	3.0%	2.6%	○	
		⑥直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	25人以上	5.67	86.08	69.61	41.84	37.54	33.61	31.73	29.68	28.02	25.84	●	
		⑦感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	47.4%	61.3%	56.1%	55.9%	54.5%	54.8%	56.0%	56.0%	56.0%	55.6%	●	

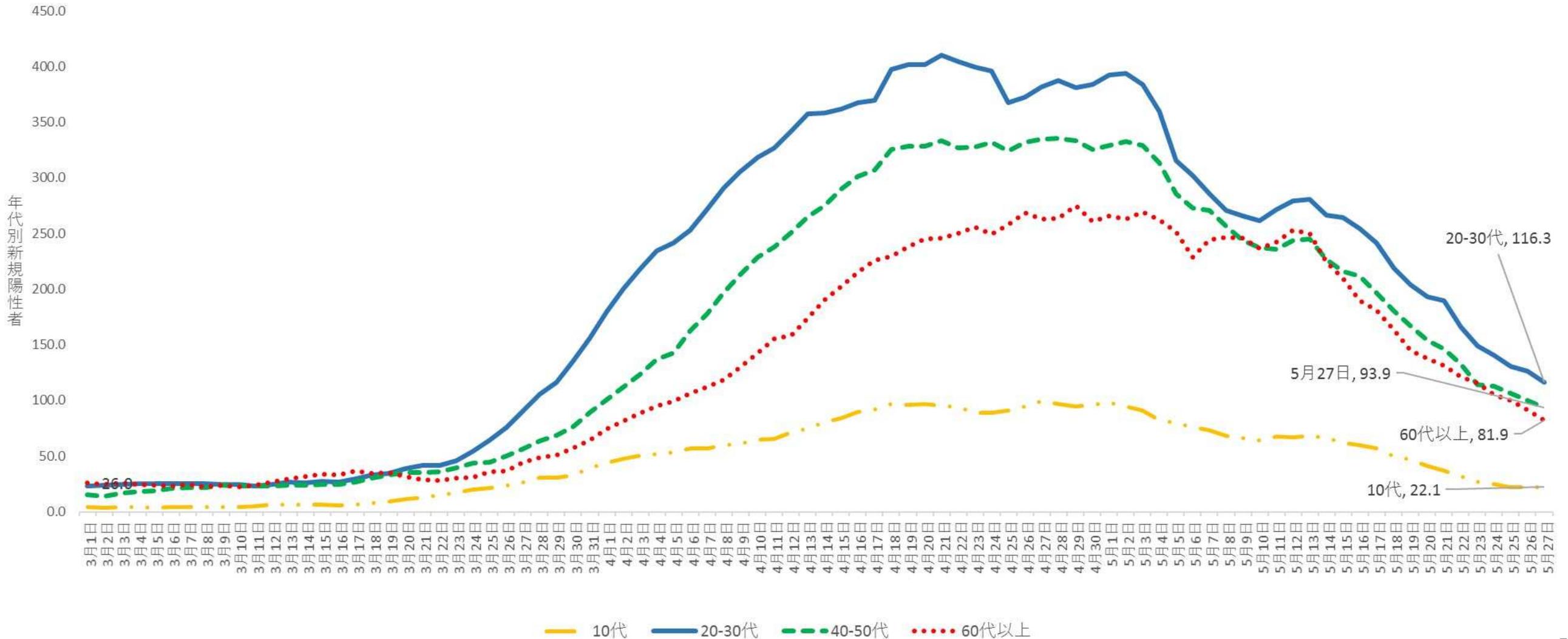
入院率は、人口10万人あたり療養者数が10人以上の場合に適用する。ただし、新規陽性者が発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には適用しない。
重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者を除く。

3/1 緊急事態措置解除
4/25 緊急事態措置適用
5/12 緊急事態措置延長
5/28 緊急事態措置延長決定（国）

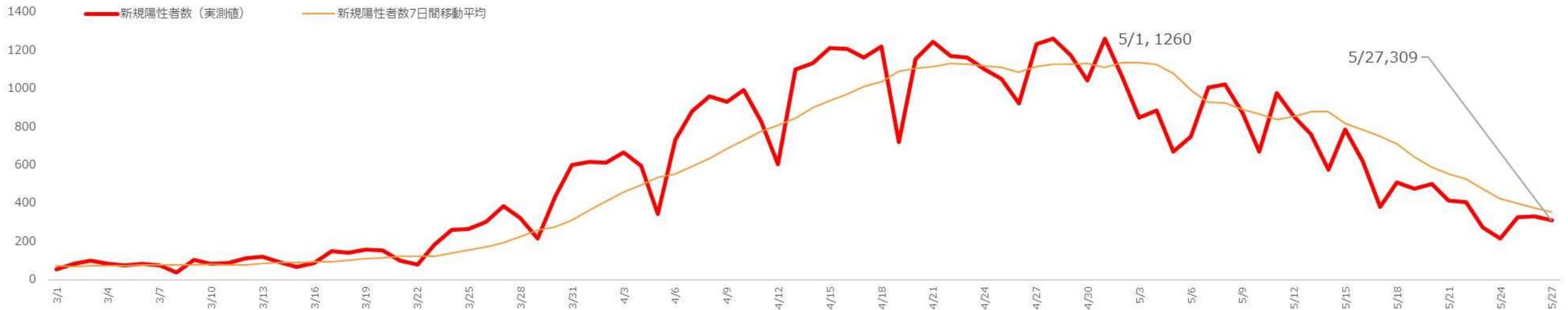
●：基準外 ○：基準内

年代別新規陽性者数（7日間移動平均）の推移（日別）

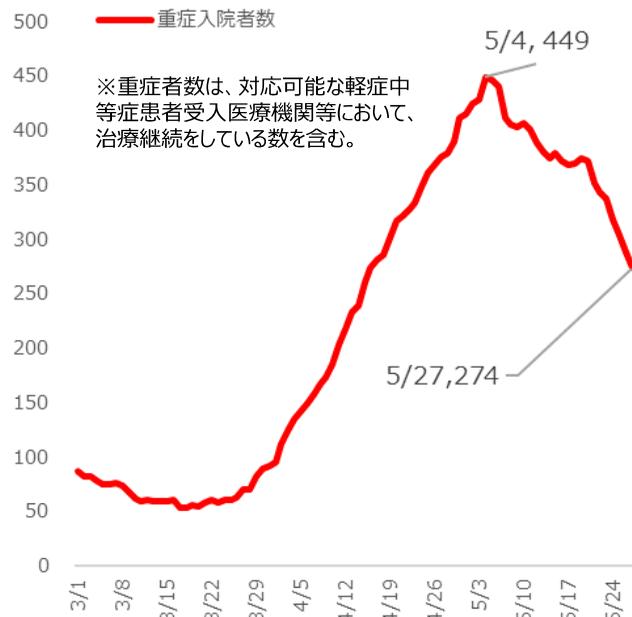
各年代で新規陽性者数（7日間移動平均）が減少。



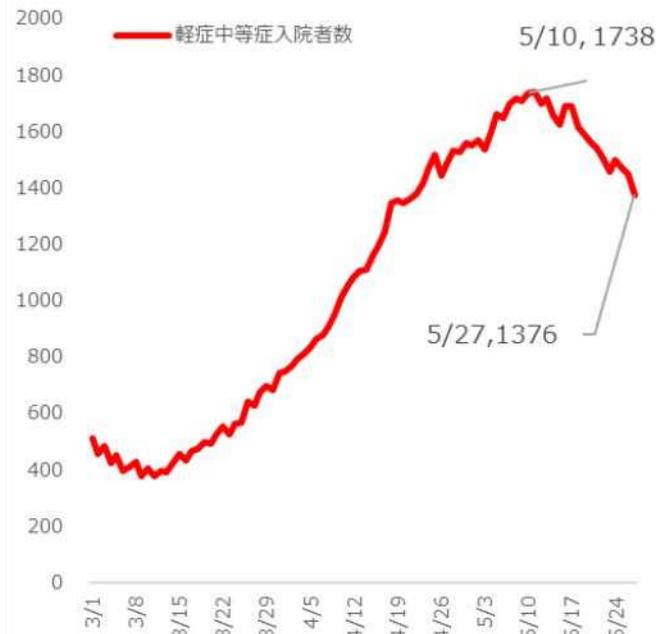
新規陽性者数と入院・療養者数 (5月27日時点)



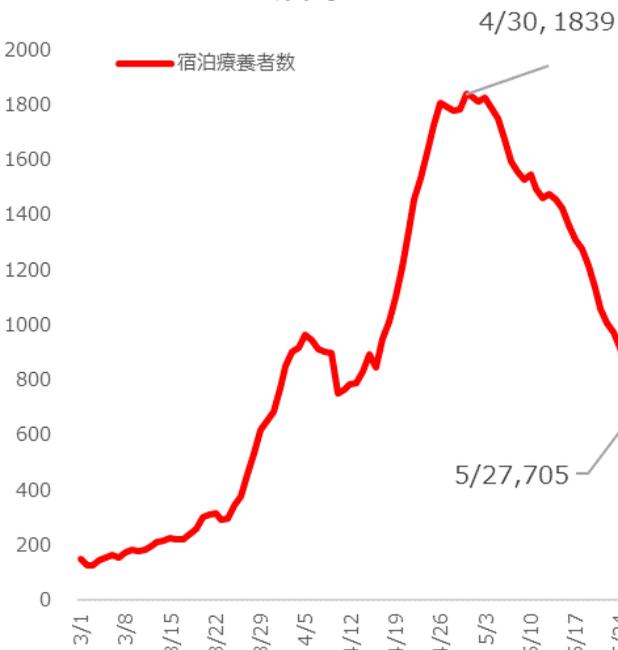
入院患者 (重症)



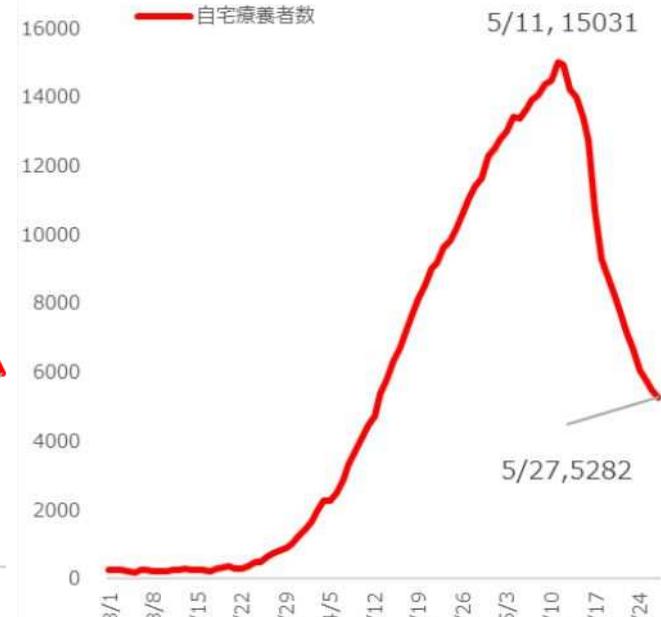
入院患者 (軽症中等症)



宿泊療養者



自宅療養者



入院・療養状況(5月27日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等		確保数351床※ ※病床確保計画の確保病床数(224床)を上回って確保した病床数を含む。	確保数2,323床	3,986室
入院・療養者数 (別途、自宅療養 5,282人)		255人※ ※上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている者19人 (計 重症者数 274人)	1,395人※ ※左記19人を含む	705人
使用率		72.6% (入院者数255/確保数等351) 大阪モデルに基づく使用率は、113.8% (入院者数255/確保病床数224)	60.1% (1,395/2,323)	17.7% (705/3,986)
運用率		72.6%※ (入院者数255/運用数351) うち、大阪コロナ重症センター(25/29) (参考)78.1% 運用病床に占める重症者数割合 (重症者数274/運用数351)	60.7% (1,395/2,300)	17.7% (705/3,986)

※ 運用率における入院者数には、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者を除く。

新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

5月27日現在 **病床運用率72.6%**

運用病床数 **351床**※1 入院患者数 **255人**※2

※1 病床確保計画の確保病床数(224床)を上回って確保した病床数を含む。

※2 上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数19人(計 重症者数274人)

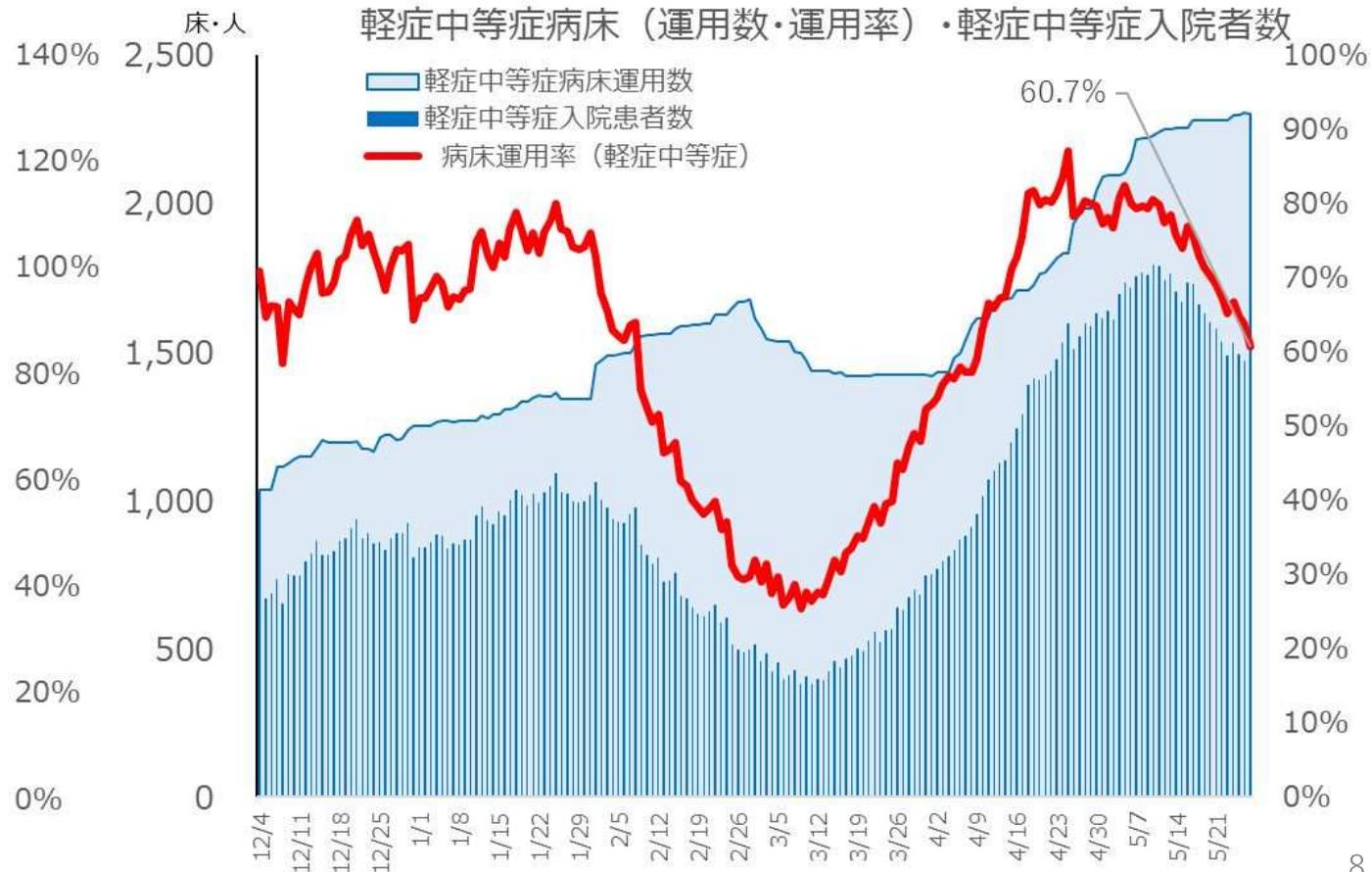
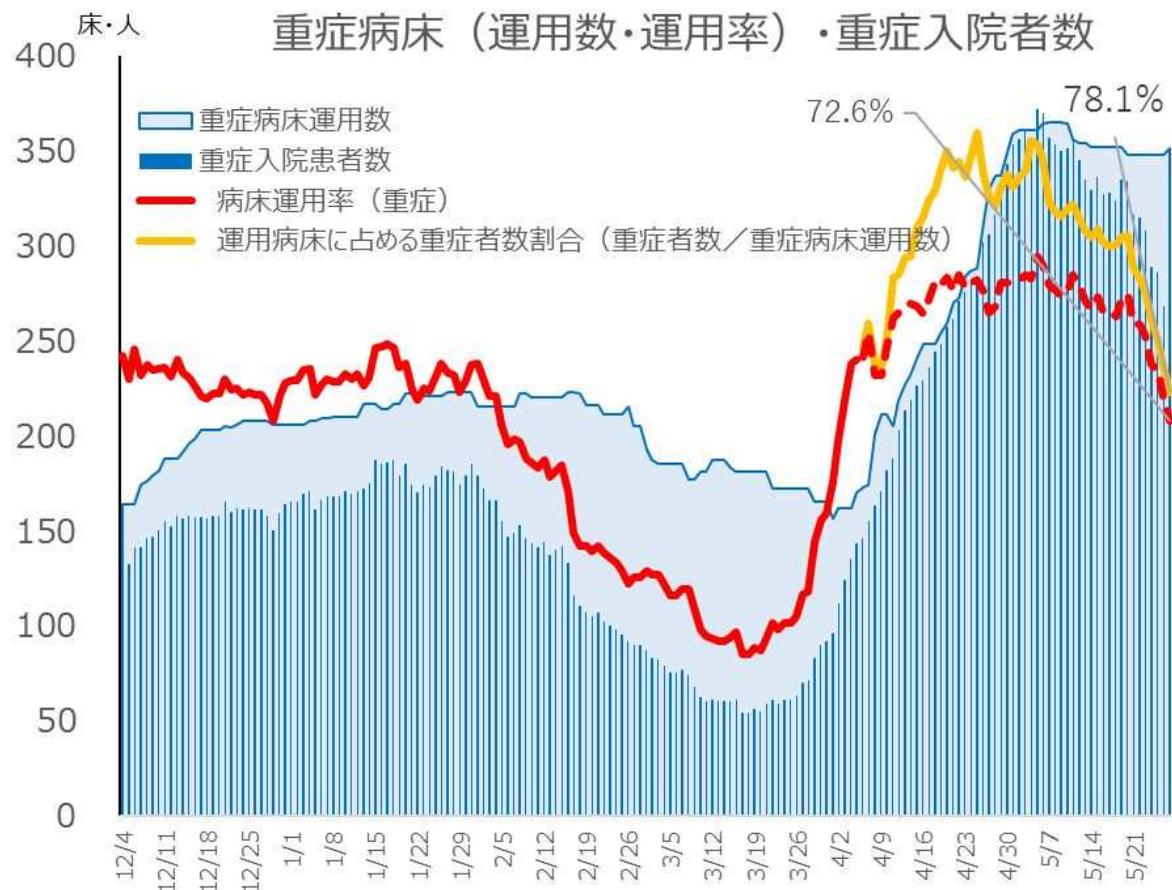
● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

5月27日現在 **病床運用率60.7%**

運用病床数 **2,300床** 入院患者数 **1,395人**※

(※左記19人を含む)

・**小児・精神患者用病床等約80床を除いた運用率 約63%**

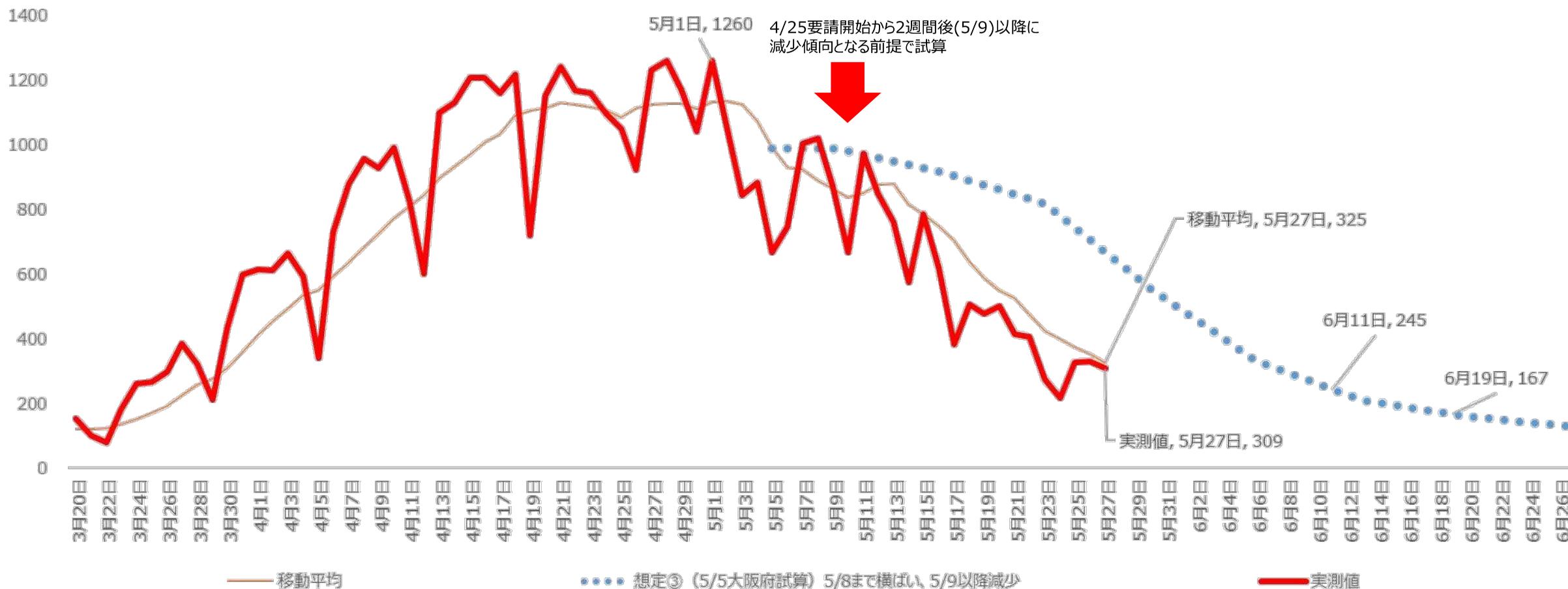


新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

■ 第48回対策本部会議資料（資料1-4）のシミュレーション（想定③のみ）に実測値をあてはめ。

想定：5/6から5/8までは990名/日（5/5時点の新規陽性者数の7日間平均値）の横ばいとなり、5/9（4/25緊急事態措置開始後2週間）以降、第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合。

患者発生シミュレーション



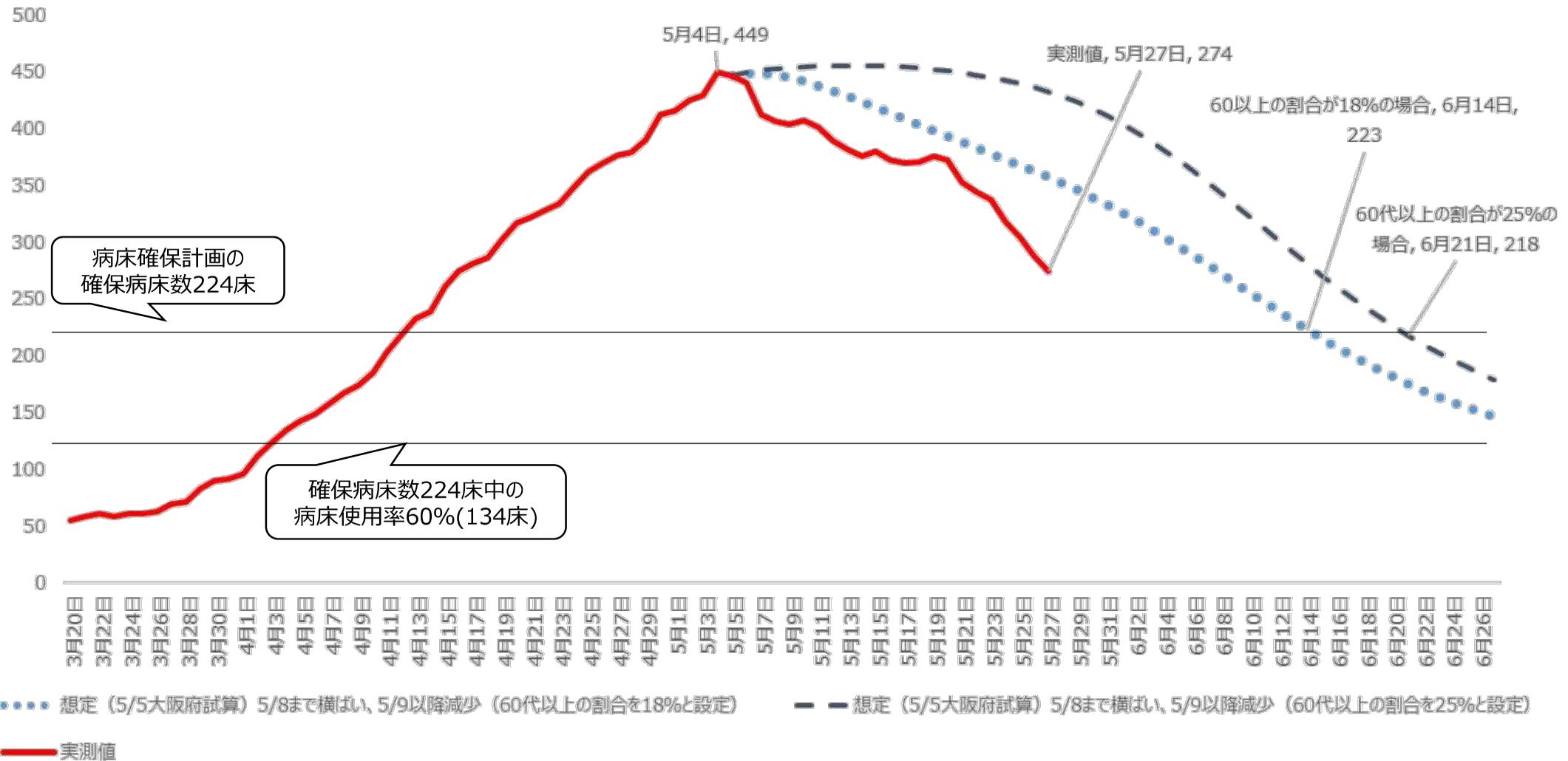
直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が25（ステージⅣ）を下回る日：6月11日

直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が15（ステージⅢ）を下回る日：6月19日

療養者数のシミュレーション

※重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者を含む。

入院患者数（重症）シミュレーション



病床確保計画の
確保病床数224床

確保病床数224床中の
病床使用率60%(134床)

実測値, 5月27日, 274

60以上の割合が18%の場合, 6月14日,

223

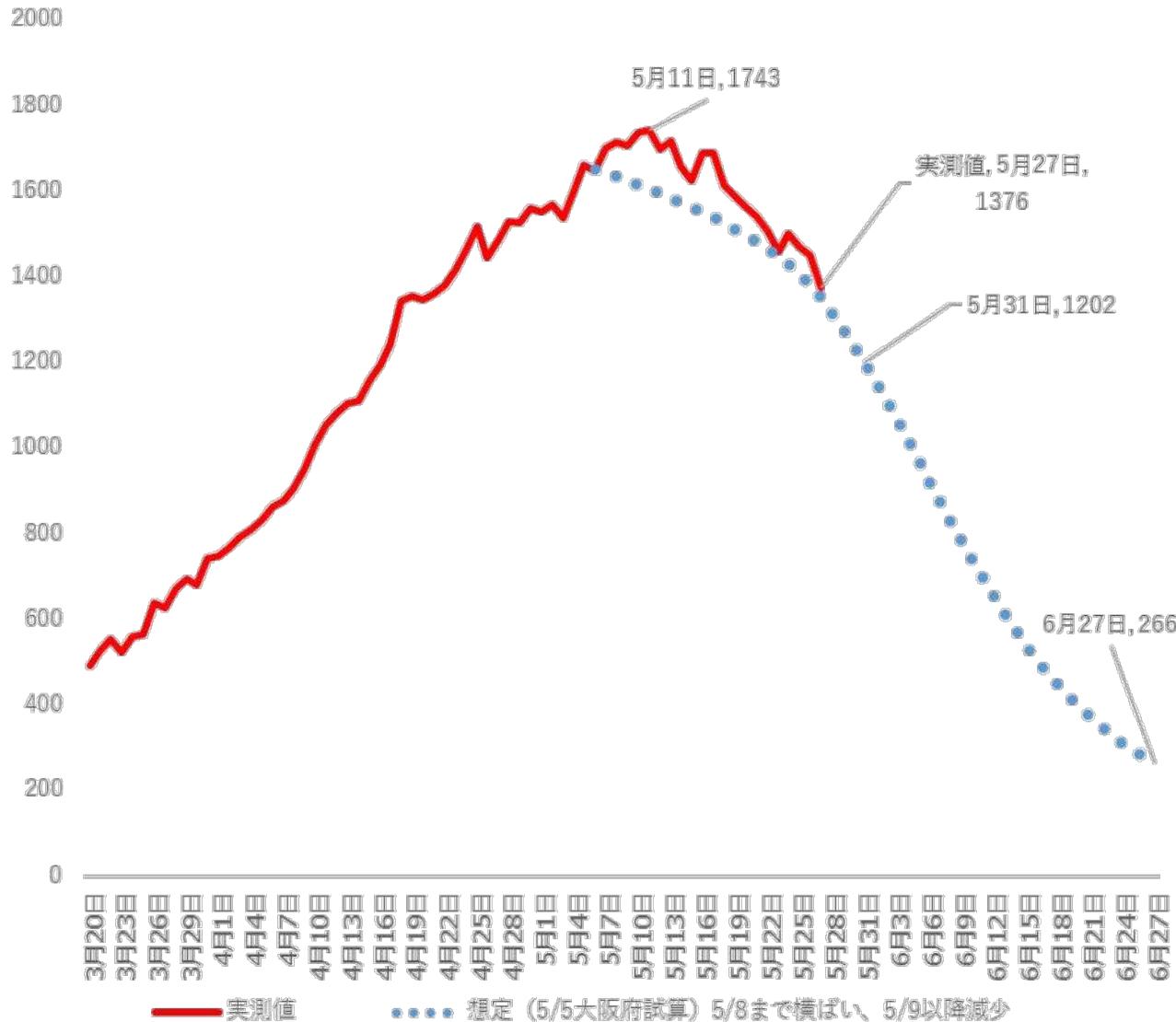
60代以上の割合が25%の
場合, 6月21日, 218

- 以下の想定でシミュレーションを実施。
5/6から5/8までは990名/日の横ばいとなり、5/9以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合。
- 【陽性者数の設定の考え方】
- 新規陽性者中の60代以上の陽性者の割合を18%（※1）と設定。
- 新規陽性者中の40代・50代の新規陽性者数を28%（※1）と設定。
- ※1：4月7日時点の新規陽性者中の割合（7日間）
- 【重症率の設定の考え方】
- 60代以上の新規陽性者の重症率は9.0%（※2）と設定。
- 40代・50代の新規陽性者の重症率は2.1%（※2）と設定。
- ※2：第四波(3/1～4/5)における重症率

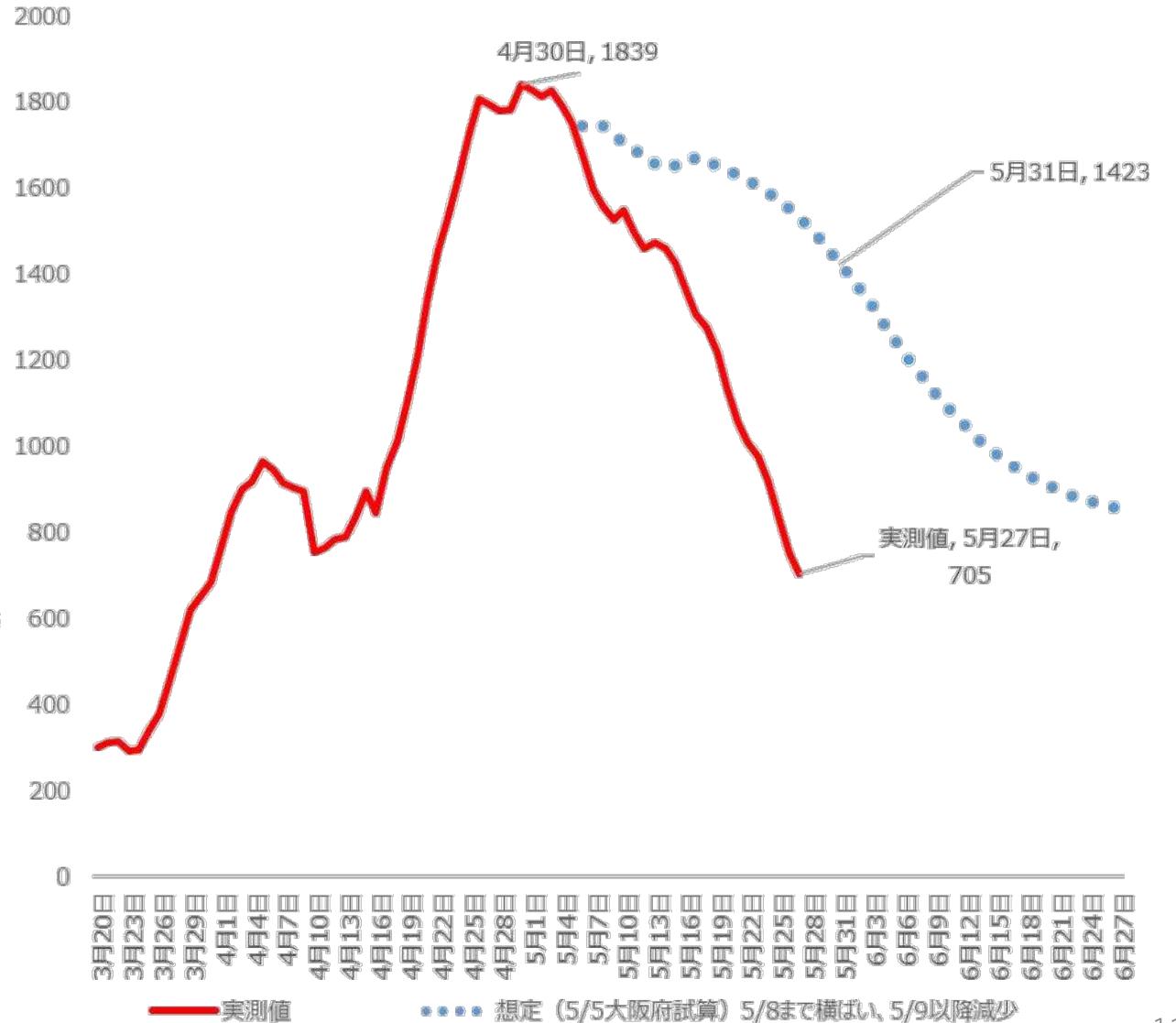
※陽性者数や重症率の設定の考え方は4月5日時点の数値に基づいてシミュレーションを実施しているが、60代以上の割合は直近の数値（5/5時点の新規陽性者中の割合(7日間)25%)に基づきシミュレーションを追加実施。¹⁰ 今後、重症率や新規陽性者中の60代以上の割合が増加（第三波では最大で35%程度）すると、重症者数は想定するシミュレーションの値よりも増加する可能性あり。

療養者数のシミュレーション

入院患者数（軽症中等症）シミュレーション

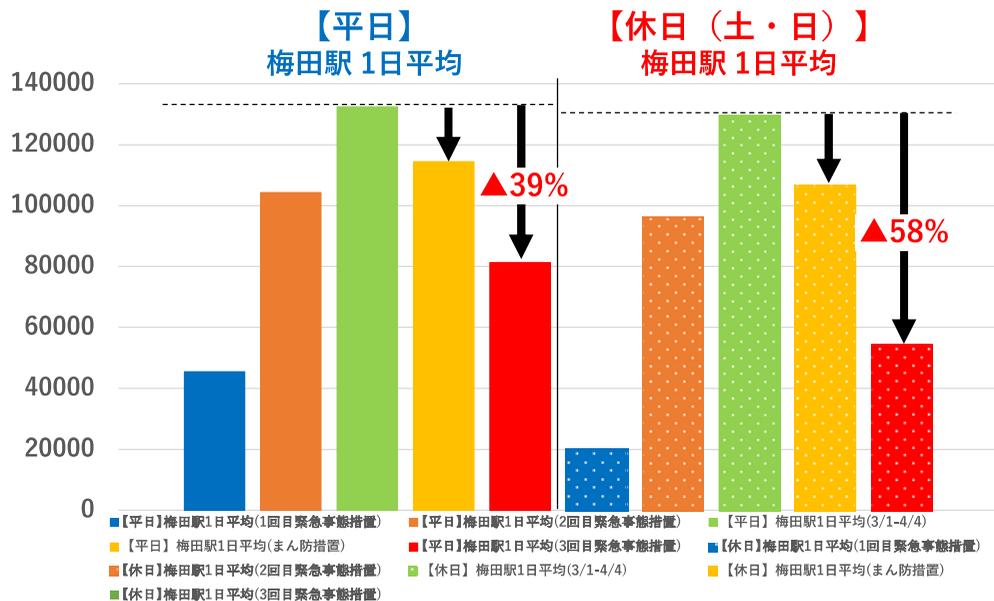
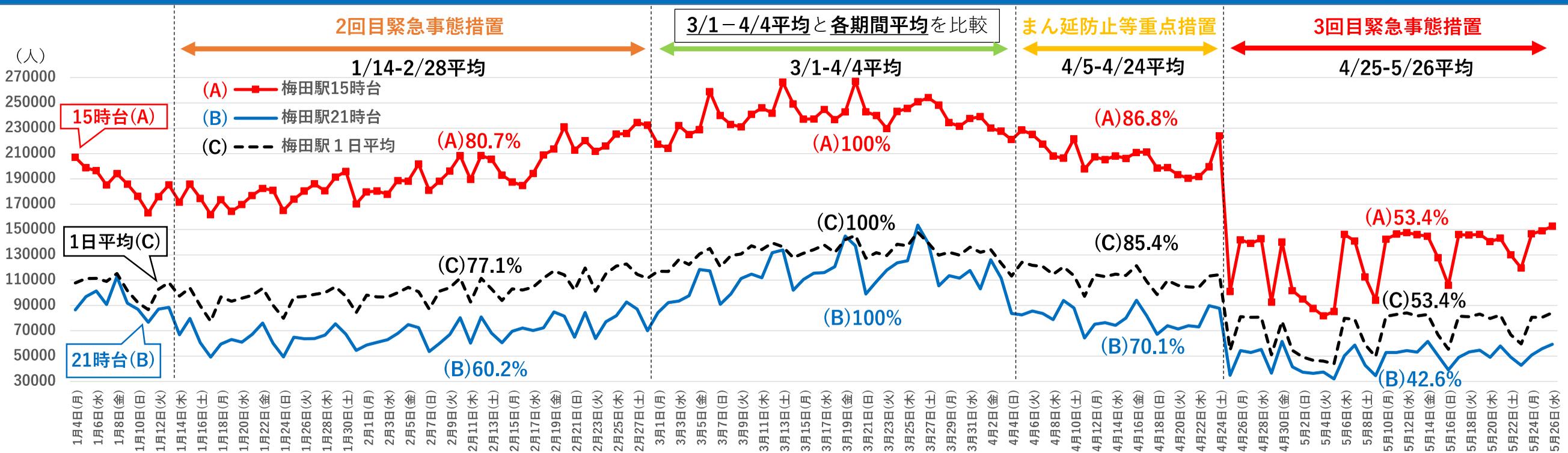


宿泊療養者数シミュレーション



【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）

資料1-2

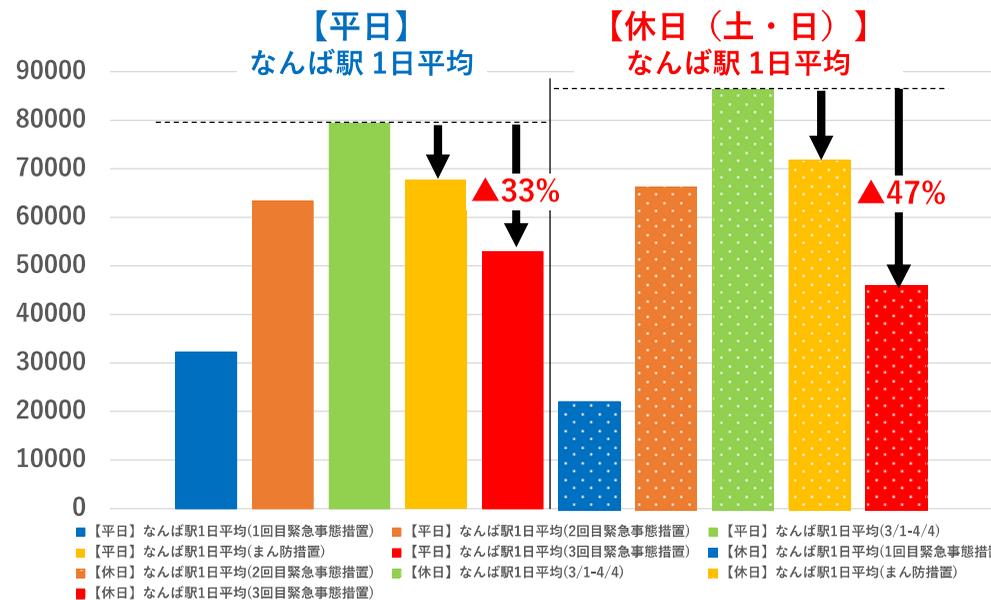
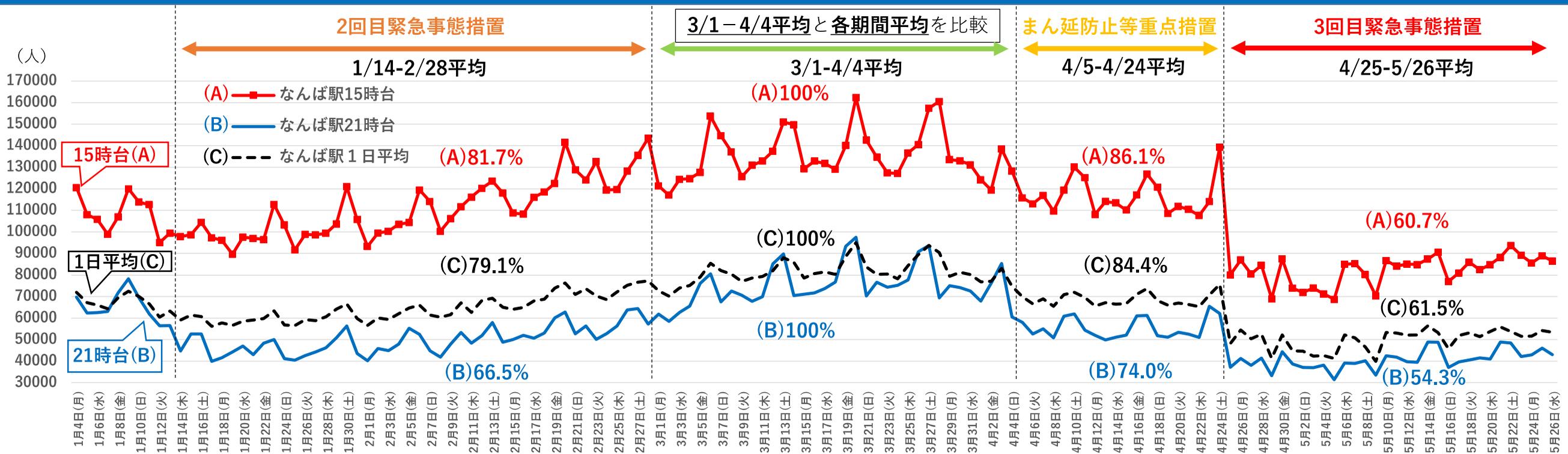


下表：3/1-4/4平均を基準（100%）とし、各措置期間の平日と休日（土・日）の割合をそれぞれ算出

比較期間		1回目緊急事態措置 (4/7-5/21平均)			2回目緊急事態措置 (1/14-2/28平均)			まん延防止等重点措置 (4/5-4/24平均)			3回目緊急事態措置 (4/25-5/26平均)		
主な措置状況	飲食店等時短要請	20時まで 5/16以降22時まで、5/23以降解除			20時まで			20時まで (命令・過料有)			20時まで。酒類提供の場合 は休業(命令・過料有)		
	百貨店(生活必需以外) テーマパーク等への要請	休業要請			時短協力依頼			時短協力依頼			休業要請		
	比較日時	平日	休日	全日	平日	休日	全日	平日	休日	全日	平日	休日	全日
	15時台	32.8	14.1	26.0	81.0	79.3	80.7	87.6	85.1	86.8	61.4	41.5	53.4
	21時台	25.7	12.9	21.2	61.9	57.1	60.2	70.2	69.5	70.1	47.7	35.4	42.6
	1日平均	34.4	15.3	27.6	78.8	74.2	77.1	86.5	82.1	85.4	61.4	41.7	53.4

【出典：株式会社Agoop】※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人。30分滞在していた場合は0.5人として計算。

【時間帯別】滞在人口の推移（なんば駅15時台・21時台）



📌 下表：3/1-4/4平均を基準（100%）とし、各措置期間の平日と休日（土・日）の割合をそれぞれ算出

比較期間		1回目緊急事態措置 (4/7-5/21平均)			2回目緊急事態措置 (1/14-2/28平均)			まん延防止等重点措置 (4/5-4/24平均)			3回目緊急事態措置 (4/25-5/26平均)		
主な措置状況	飲食店等時短要請	20時まで 5/16以降22時まで、5/23以降解除			20時まで			20時まで (命令・過料有)			20時まで。酒類提供の場合 は休業(命令・過料有)		
	百貨店(生活必需以外) テーマパーク等への要請	休業要請			時短協力依頼			時短協力依頼			休業要請		
	比較日時	平日	休日	全日	平日	休日	全日	平日	休日	全日	平日	休日	全日
	15時台	39.0	23.7	33.4	81.3	80.5	81.7	86.7	86.3	86.1	65.6	52.2	60.7
	21時台	33.8	23.8	30.3	66.6	65.5	66.5	74.1	74.3	74.0	57.2	49.3	54.3
	1日平均	40.6	25.5	35.2	79.8	76.8	79.1	85.1	83.3	84.4	66.6	53.2	61.5

【出典：株式会社Agoop】※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人。30分滞在していた場合は0.5人として計算。

緊急事態措置期間

(4月25日～5月31日) ※5月27日時点

大阪府内の飲食店約10万店舗を外観等
(20時～21時30分)で確認

- ① ○まん延防止等重点措置期間中(4/5～24)の協力要請の文書通知を行った店舗 109店舗 (大阪市内)
- 4/25以降、外観等により現地確認を行った結果、営業中と思われる店舗 174店舗 (大阪市外)
- 通報のあった店舗等 約1,000店舗

② 未協力確認済店舗 (架電による確認)

③ 未協力店舗への
実地調査
(府による指導・助言)

④ 協力要請の
文書通知
127店舗

法45条第2項に基づく要請の手続き

⑤ 個別店舗への要請
(事前通知)
47店舗

実地調査

⑥ 個別店舗への要請
(通知)
42店舗

法45条第3項に基づく命令の手続き

⑦ 営業時間短縮命令
(事前通知)
17店舗

実地調査

⑧ 弁明の機会
の付与
(2W)
17店舗
※うち1店舗は要請に応じる旨回答

⑨ 営業時間短縮命令
(通知)

⑩ 店舗への現地
確認 (命令違反の確認)

⑪ 地方裁判所へ通知
(過料)

(参考) 飲食店検索サイト運営会社への協力依頼
⇒ 「深夜営業店を紹介するHP」掲載を自粛するよう働きかけ

感染に強い飲食店に向けた「見回り隊」について（昼間の見回り調査）

資料1-4

まん延防止等重点措置・緊急事態措置期間

（4月5日～5月31日）

大阪府内の飲食店（20時以降通常開店する店舗等を除く約7.5万店）を対象に、感染防止対策の徹底及び措置内容の要請遵守のため、市町村と連携し、個別店舗訪問を実施済。

見回り店舗数 74,422店 （①+②+③+④）

訪問店舗数 21,713店 （①+②）

①調査店舗数 21,120店

②協力い
ただけな
かった

③臨時休
業等に
よる不在

④店頭販
売・店舗
無し等

亚克力板の設置 （座席間隔の確保）		消毒液の 設置	換気の徹底		マスク会食 の徹底	酒類等の 提供の禁止	593	36,576	16,133
亚克力 板の設置	座席間隔 の確保		定期的 な換気	CO2センサ の設置					
目視	聞き取り	目視・ 聞き取り	聞き取り	目視	聞き取り	目視・ 聞き取り			
12,708	18,036	20,639	20,534	10,340	18,196	12,055			
60.2%	85.4%	97.7%	97.2%	49.0%	86.2%	96.1%			

※「酒類等の提供の禁止」は、緊急事態措置期間中に調査した店舗を母数とする。

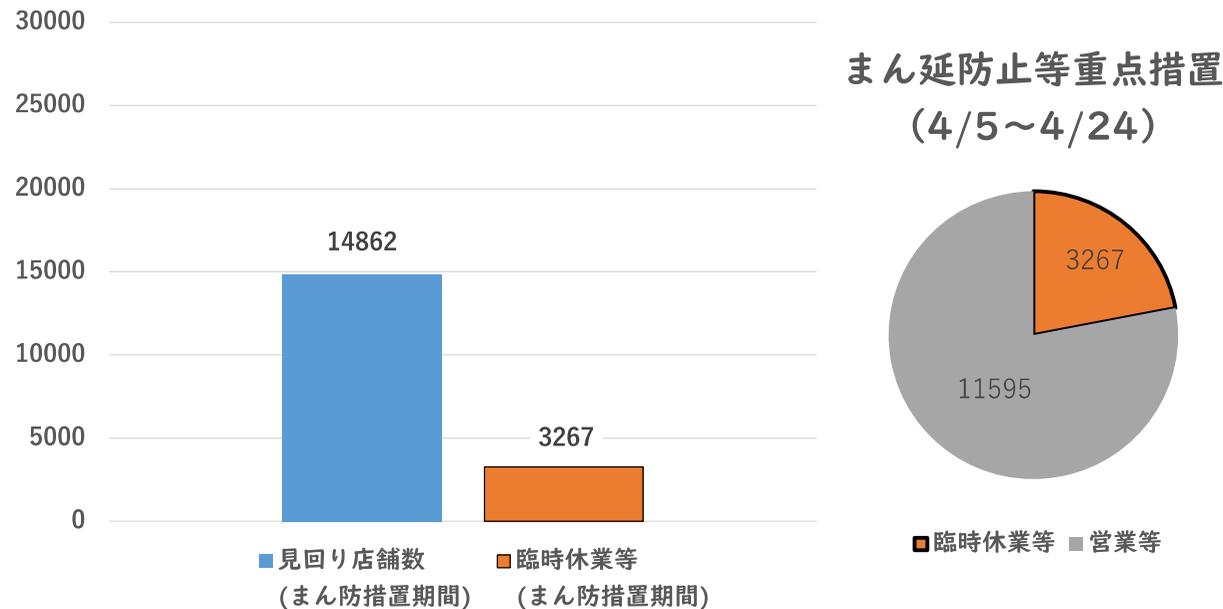
飲食店における臨時休業等の増加状況について

資料1-5

感染防止対策の徹底及び措置の要請遵守のため個別店舗訪問を実施した「昼の見回り調査」において、まん延防止等重点措置期間と現在の緊急事態措置期間の**大阪市内の店舗における臨時休業等の状況**を比較

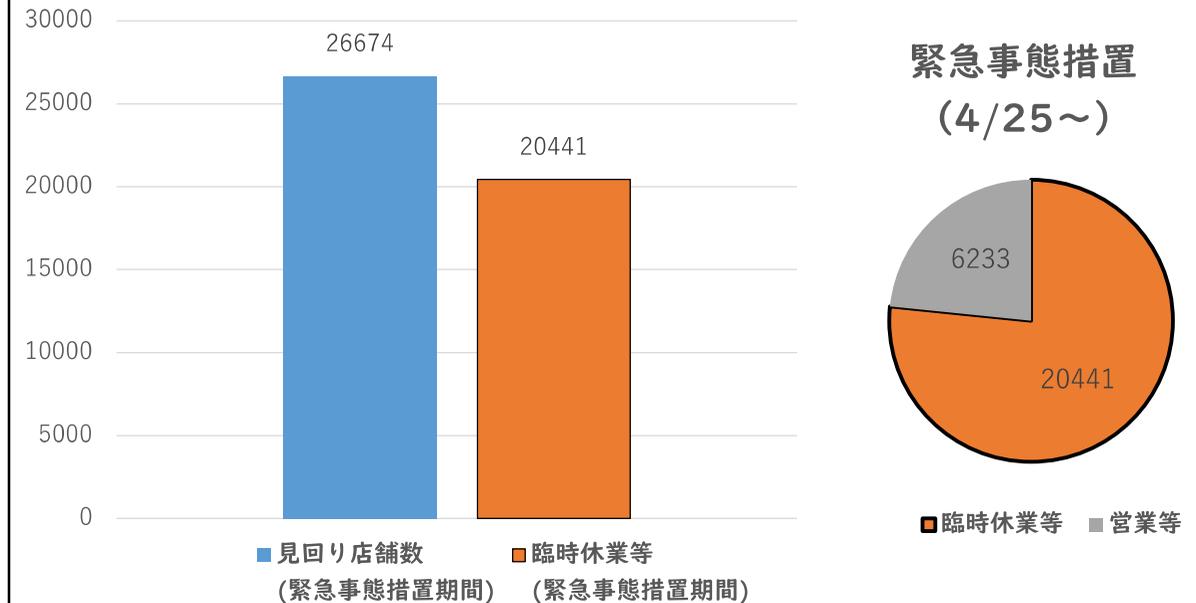
まん延防止等重点措置期間

- 期間：4月5日～4月24日
- 店舗販売・店舗無し等を除く見回り店舗数：14,862店
- 臨時休業等による不在：3,267店 ⇒ 臨時休業率22.0%



緊急事態措置期間

- 期間：4月25日～5月11日
- 店舗販売・店舗無し等を除く見回り店舗数：26,674店
- 臨時休業等による不在：20,441店 ⇒ 臨時休業率76.6%



緊急事態措置期間は、酒類提供を行う場合は施設の休止を要請したことにより、**見回り店舗の約3/4以上の店舗で、臨時休業等を確認**。まん延防止等重点措置期間と比較し、**臨時休業等の割合が急増**。

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（6月1日～6月20日）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項に基づく）

- **不要不急の外出※は自粛すること**
※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- **不要不急の都道府県間移動は自粛すること**
※ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。
(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ)
- **感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること**
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、多人数の接触によるクラスター発生を抑制するため部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと**
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- **職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること**
- **休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。**
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、以下の開催制限を要請

平日（月～金）	【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2
休日（土・日）	無観客・オンライン配信等での開催（規模や場所に関わらず全てのイベント※3）

- ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること
- ※2 飲食の提供は20時まで
- ※3 業務上必要なもの等は除く（以下は具体例）
 - ✓ 各種国家試験、資格試験
 - ✓ 業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。
参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

●施設について

飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※ 等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供を する場合	施設の休止
		酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供を しない場合	営業時間短縮 (20時まで)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持ち込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）

（特措法第45条第2項に基づくもの）

○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）

○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

○CO2センサーの設置

○業種別ガイドラインの遵守を徹底

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（1）休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内 訳	要請内容
社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	部活動の自粛 オンラインの活用
図書館	図書館	感染防止対策の徹底 適切な入場整理 <small>（法に基づかない働きかけ）</small>
商業施設 （生活必需物資販売施設）	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
サービス業 （生活必需サービスを提供する店舗）	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	適切な入場整理 酒類提供（利用者による持ち込みを含む）の自粛 カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（2）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	
		平日	休日（土・日）
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	【営業時間】 20時まで 【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	休止
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

※1000㎡以下の施設は平日・休日に関わらず、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（2）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容		
		平日	休日（土・日）	
			1000㎡超	1000㎡以下
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ	【人数上限・収容率】 人数上限5000人 かつ収容率50%以内 【営業時間】 ・ イベント： 21時まで ・ イベント以外： 20時まで（※1）	【イベント（※2）】 無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外】 休止	【イベント（※2）】 無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外】 （人数上限・収容率） 人数上限5000人 かつ収容率50%以内 （営業時間） 20時まで （法に基づかない働きかけ） （その他） 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）
博物館等	博物館、美術館等	【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）		

※1：1000㎡以下の施設は働きかけ

※2：運動・遊技施設で実施される全国大会等を含む

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内 訳	要請内容		
		平日	休日（土・日）	
			1000㎡超	1000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場	【人数上限・収容率】 上限5000人 かつ収容率50%以内 【営業時間】 ・ イベント： 21時まで ・ イベント以外（※2）： 20時まで（※3、4） 【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	【イベント】 無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外（※2）】 （人数上限・収容率） 上限5000人 かつ収容率50%以内 （営業時間） 20時まで（※3、4） （その他） 入場整理等（法に基づかない働きかけ）	
遊興施設	ライブハウス※1			
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等			
ホテル・旅館	ホテル・旅館 （集会の用に供する部分に限る）			
運動・遊技施設	テーマパーク、遊園地、 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場 等			
映画館	映画館	【イベント】 無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外（※2）】 休止		

※1：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等）

※2：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー、映画館の通常営業等はイベント以外に該当

※3：映画館は21時まで

※4：1000㎡以下の施設は働きかけ

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内 訳	要請内容	
		平日	休日（土・日）
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛（法45条2項） ・営業時間短縮：20時まで（法45条2項） ・その他、飲食店と同様の要請（法45条2項、24条9項） 	
葬祭場	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5時間以内の開催（法に基づかない働きかけ） ・参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう（法に基づかない働きかけ） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供（持込みを含む）の自粛（法に基づかない働きかけ） 	

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない働きかけ）

【依頼内容】

- ◆ 終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

府民の皆さまへのお願い

緊急事態措置期間中は、できるだけ
外出はやめてください

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

緊急事態措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日5/28(金)は対策本部会議終了後、22時まで
5/29(土)、5/30(日)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：6月1日～6月20日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例）博物館、文化芸術施設、図書館※、万博記念公園

※事前予約図書の貸出サービス（利用者負担による郵送、平日窓口）等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ ②の施設及び万博記念公園内の競技場等について、業務上必要な各種試験や会議等の実施、全国大会等・イベントの無観客やオンライン開催は、利用可。

【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：6月1日～6月20日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼

緊急事態宣言の延長を受け、府立学校においては引き続き教育活動等の制限を行う。
ただし、部活動については、この間の感染状況（クラスター発生状況）や活動状況等を踏まえ、以下のとおりとする。

■ 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・中止または延期

■ 部活動

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。
また、この間、活動ができていない文化部は、平日に限り活動時間を短縮して行う。
なお、いずれの場合においても、感染リスクの高い活動は実施しない。

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請。

専門家のご意見

専門家	意見
朝野座長	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、第 4 波における医療機関並びに大阪府の病床確保のご尽力に深く感謝を申し上げます。そのうえで、病床は未だひっ迫しており、特に重症病床は 113.8%の使用率である。確保している病床も、COVID-19 以外の診療（手術や救急など）を制限、中止して準備した病床である。また、軽症、中等症病床でそのまま 19 名の重症患者が継続して治療されている。 ・この状態で陽性者数の再増加（リバウンド）が起こると、医療のひっ迫と共に通常診療の制限がさらに続く状況になり、コロナ以外の疾患にも大きな影響が生じ続ける。 ・現在の陽性者の減少傾向が維持されれば、重症病床の減少は大阪府のシミュレーションよりも早く、5 月末から 6 月初めにかけて、一般診療を並行して行うことができる 224 床以下になると見込まれる。この場合も病院ではすぐに 224 床になるのではなく、病床の再編に時間がかかる。 ・リバウンドを避け、感染者数の減少傾向を維持し、医療体制を平常化するために、緊急事態宣言の延長による人流抑制が必要である。 ・大規模商業施設、イベントの休日の休業、無観客開催は、休日の人流の抑制の継続のためにやむを得ない。 ・平日に大規模商業施設の営業、イベントの人数制限をした開催によって平日の人流は増加する。これに対しては、企業にこれまで以上のテレワークの推進を行っていただき、増加分を相殺し、可能な限り人流抑制効果を維持することが必要と考える。 ・特にインド株の感染力は従来株や英国株よりもさらに強いとされており、人流抑制を継続することが重要である。 ・6 月 20 日に緊急事態宣言が解除される可能性があり、その時点での感染者数がレベル II（人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規陽性者数が 15 以下）であっても、第 4 波で経験したように急激なリバウンドの可能性は常に存在する。 ・緊急事態宣言中にリバウンドに備えた予防対策の確立が重要であり、予兆の早期探知と先制攻撃的な対策を具体的に検討していただきたい。 ・ワクチン接種が進めば、重症化する患者数の減少が期待できる。それまでは、希望者にワクチンを迅速に接種し、効果が得られるまで人流を制限し、感染対策を徹底することが重要。この場合にもワクチン打たない、打てない人への差別が起こらないような対策が必要。 ・感染者を早期に見つけるために、国が学校や事業所に迅速抗原診断キットを配布するとのことで、それらを含めて、少しでも体調の悪い人を検査へ結び付けるような工夫が必要。 ・協力していただいている事業者への補償を迅速にお願いしたい。

専門家	意見
掛屋副座長	<p>大阪府下の新規陽性患者は減少してきているが、入院病床の使用率（重症、軽・中等症とも）は高い割合で推移し、医療現場の逼迫状況は変わらない。過去の緊急事態宣言の早期解除後に再上昇を繰り返した経験を鑑み、今回の緊急事態宣言延長に賛同する。また、<u>長期の緊急事態宣言で自粛慣れは否めず、一律の制限を継続するのではなく、府民の理解・協力が得られるような要請内容の変更が必要と考える。</u>百貨店等の商業施設に入場整理等の協力を依頼して、<u>平日の営業再開を試みることに賛同する。</u>店内ではマスク着用が推奨され、多くの店舗で手指消毒薬が配置されていることより、感染リスクは限られると考える。一方、商業施設内でもレストラン等で飲食時にマスクを外す場面での感染対策を徹底指導すべきである。また、<u>大規模イベントに対しても段階的に慎重に解除する方針に賛同するが、プロスポーツ界（プロ野球や Jリーグ等）では選手に対して定期的な PCR を行い、独自の管理が行われている。</u>さらに、球場やスタジアムでは CO₂ モニター管理等を実施し、マスク着用での試合観戦が実施されており、感染リスクの低減に最大限の努力がおこなわれている。<u>今回の措置は商業施設等の休日閉館の要請とも合わせた段階的な解除方針と理解できるが、次のステップでは個々のイベントや施設ごとのリスクの再評価も期待される。</u>すべての施設や店舗で高いレベルの感染対策を実施することは難しいが、<u>モデルとなる企業や店舗・施設を目指して感染対策のレベルアップを行うことが、次の第 5 波への準備と考える。</u>また、<u>ワクチン接種はあらゆる医療ソースを利用して、スピード感を持って All 大阪で進めていくことが第 5 波を低く抑えるポイントと考える。</u>一方、<u>今後の患者数の推移や新規変異株（インド株）の動向により、要請の内容も臨機応変に対応することを期待する。</u></p>

専門家	意見
佐々木委員	<p>新規感染者数は、5月初旬より減少傾向にあり、緊急事態宣言の効果は出ていると考えます。ここ1か月間の1週間ごとの新規感染者数は、929人→879人→550人→325人で、7日間ごとの前週比をみても、0.83→0.95→0.63→0.59と減少傾向にはあるが、直近3日間の新規感染者数は、25日327人、26日331人、27日308人と減少傾向は鈍化している。しかしながら、前回(3/1)の緊急事態宣言解除前の1週間ごとの新規感染者数の平均は、2/10～2/16:109.7人、2/17～2/23:89.9人、2/24～3/2:68.7人で、現在の数字はまだ高く、とても解除できる数字ではないと思います。</p> <p>また、医療の逼迫度の指標となる重症病床利用率は、前回(3/1)の緊急事態宣言解除前は、2/17に利用率60%未満の解除基準を達成(この時点での確保病床数はフェーズ4に相当する221床であったので、重症者数は130人台)後、基準を満たし続け、直前には40%台(90人)にまで低下していた。今回重症者数は、5/4にマックス449人まで増加し、緊急的に確保した重症病床数約360床(正確でないかも)をはるかにオーバーフローする状態にまで達したが、5/27現在、重症者数/運用病床数は255人/351床(72.6%)と、ピークは脱したように思えるが、今なお逼迫状態にあることには変わりはない。現在の重症確保病床数(351床)は、一般医療を犠牲にして、無理やり確保した、緊急措置的病床数であるので、緊急事態宣言の解除に際しては、本来のステージ4-2での確保重症病床数224床をベースに考えるべきであり、現在の重症者数255人は、前回の解除基準利用率60%未満に達する重症患者数130人未満にはほど遠く、この点からも解除は考えられないと思います。</p> <p>前回の基準によって解除した結果、すぐに感染の再燃が起こったこと、今回の第4波の主流は変異株で、感染力が以前に比し極めて強力と思われること、コロナ感染症の長期化、持続化によって、府民の我慢疲れ、欲求不満は限界に近づきつつあり、解除後、爆発的な緊張のゆるみが発生する可能性があること、などから、今回、解除に際しては、より厳しい基準で、できる限り感染を抑え込んだ上での解除が必要と思います。解除の判断は、期間よりも数値に基づいて行う方がよいのではないかと？数字的には前回の解除基準の半分、新規感染者数で1日150人未満(できれば2桁)、重症病床利用率224床を基準にして30%(70人)未満になることが、最低2週間以上持続することが必要ではないか。</p> <p>いずれにしろ、今回の緊急事態宣言の継続は極めて妥当な判断で、全面的に賛成します。個人個人の基本的な感染予防策が重要とは言うものの、府民への呼びかけやお願いなど、個人の自粛を今以上に促すことには限界があると思われるので、飲食店や施設などに対して、行政からの指導や制限の強い要請の持続が必要と思います。医療の立場からは、宣言を持続する以上、中途半端で不徹底な部分的緩和はせずに、現状と同様の制限の継続が望ましいのではないかと考えます。</p> <p>また、基本的なことですが、インド株など新規変異株の広がりに対する監視を怠らないこと、色々な手段を駆使して、大阪府民へのワクチン接種を加速させることが、重要であると思います。</p>

専門家	意見
茂松委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一日あたりの新規感染者数は減少傾向がみられるものの、現在の第4波は変異株の影響もあり、“緊急事態宣言による人出抑制＝早期の（大幅な）感染者数減少”に至っていないのが現実。宣言発令によるアナウンス効果と府民の行動自粛の影響により、少しずつではあるが感染者数の減少に至っていると考える。 ・重症患者の治療を中等症軽症病院で行い、入院調整中を含む自宅療養者が5,000名を超えている現状を踏まえれば、緊急事態宣言の延長と緊急事態措置に基づく要請は致し方ない。 ・現時点で宣言解除を議論するのは時期尚早ではあるが、解除の目安としては、一日あたりの新規感染者数が10～20名、重症者数が30名以下を目指すべきと考える（この状態が1週間から10日続くことが望ましい）。 ・この目安を達成するのは、非常にハードルが高いことは理解しているが、各病院は、病床の一部閉鎖や外来機能の縮小、手術延期によりコロナ患者用にICUを空けて対応している。通常医療の提供も安定して行えることを念頭におけば、完全に感染の波を封じることが肝要であり、解除の目安は厳しくせざるを得ない。 ・現在の感染者数の減少傾向は緩やかであるため、中途半端な状態での宣言解除を行えば、感染再拡大（リバウンド）は直ぐに発生するだろう。既に大阪府へは要望しているが、大阪市立十三市民病院のようなコロナ専門病院の設置を公立病院を中心に検討し、各地域での通常医療や救急外来の受け入れ先、コロナ患者受入先を一定明確化することを議論すべきである。
白野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・重症病床の使用率は減少に転じているとはいえ、そのスピードは緩く、また、今後インド由来の変異株も拡大する懸念もある。 ・現在公的病院や一部の民間病院で確保されている重症病床は、手術や救急医療を制限して相当無理をして捻出している病床である。通常医療が提供できるレベルには程遠い。 ⇒重症病床使用率は相当低下させないと、すぐにまた通常医療に支障が及び、重症病床がひっ迫するのは自明である。 そのためには6月20日までの延長は妥当である。 ・府民への呼びかけについて、意識して自粛している人は引き続き自粛しているが、我慢の限界に達している。 本気で今回を最後の緊急事態宣言とするのなら、この期間中にさらに啓発が必要である。 ・感染対策が徹底されていない状況での会食で感染するケースが多発している。夜の繁華街での感染機会がクローズアップされ過ぎて、野外でのバーベキュー、自宅でのパーティー、昼間の会食、仕事・趣味等で発声する機会などでの対策がおろそかになっていると考えられる。今一度、感染経路、その対策について、分かりやすく繰り返し訴えていかなければならない。 ・百貨店を例にとると、入店に際しマスク着用、手指消毒など、かなり対策は取られている。百貨店で買い物することがリスクなのではなく、そのついでに飲食をしたりする際にマスクを外して会話することがリスクなのであるが、その辺りが一般の人には十分に伝わっていないように感じられる。 ・大学等、経済界、イベント、施設についての提案については、おおむねこの通りでよいと考える。イベント開催や施設の営業を制限するだけでなく、適切な感染対策をとりつつ制限を解除していく方法を考えなければならない。 ・そうしないと、3月同様、緊急事態制限解除とともに人々の行動が緩み、再拡大につながると考えられる。

専門家	意見
倭委員	<p>直近 1 週間で確かに新規陽性者数は減少傾向にあり、ステージ IV 基準程度にまで低下しているが、減少のスピードは今回の N501Y 変異株流行の第 4 波ではこれまでの従来株での波の場合より遅い。そして何よりも、重症病床及び軽症中等症病床含む病床占有率は依然いずれもステージ IV の基準を大きく超える厳しい状況にあり、今後も、医療提供体制のひっ迫は継続する予測である。特に重症病床占有率が十分に低下していない中で、緊急事態宣言の解除や要請内容の緩和をすれば、現在のワクチン接種の施行の遅さや、従来株と比べて感染力が 1.5 倍の N501Y 英国変異株のさらに 1.5 倍感染力が強い L452R インド変異株の広がりが今後予想される中では、再び感染者の増加を招き、再度の緊急事態宣言が必要になる可能性が考えられる。今回、約 3 週間の緊急事態宣言の延長の予定が見込まれる中で、緊急事態宣言の段階的な解除、緩和の方針の議論自体は、通常の医療体制との併存が可能な重症者数 224 人を下回った時に開始するべきであるとする。そこまでは少なくとも現行の要請を継続すべきである。たとえ、緊急事態宣言が延長されても要請内容自体が緩和されれば、これまでの緊急事態宣言解除の際に、ひとたび解除の議論が始まると、「解除」の文字のみに府民が敏感に反応し、もう感染対策を緩めて良いという間違っ</p> <p>た認識につながったことと同様のことが、今回の要請内容の緩和の際にも「緩和」という文字が一人歩きする恐れがある。今回の延長と同時に要請内容をどうしても緩和する方針とするのであれば、強く府民に対して現在の医療体制のひっ迫状況を説明し、そして経済とのバランスを考慮して緩和するとの意図が、十分に正しく伝わるようなメッセージを出す必要がある。決して感染対策を緩められるような状況ではないとの認識を府民に正しく持っていただくことが必須である。</p> <p>いずれにしても、ワクチン接種を速やかに進めると同時に、L452R インド変異株のスクリーニングを徹底することが強く求められる。</p>